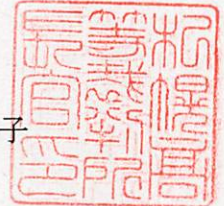


札高裁総第1160号

平成29年11月29日

山中理司 殿

札幌高等裁判所長官 綿引 万里子



司法行政文書開示通知書

9月28日付け（10月2日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

契約書（平成29年4月3日付け）（片面で16枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（代表者印の印影）及び公にすると警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イ及び同条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話011-330-4026（山平）



契 約 書

札幌高等裁判所（以下「発注者」という。）と北海道セキュリティ事業協同組合（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別紙仕様書により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称及び場所等）

第1条 業務の名称、場所、契約期間、請負金額及び支払月額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 札幌高等裁判所等庁舎警備業務
- (2) 場 所 札幌市中央区大通西11丁目 札幌高等地方裁判所合同庁舎
- (3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 請負金額
金38,664,000円
(うち消費税及び地方消費税額金2,864,000円)
内訳 月額金3,222,000円(消費税及び地方消費税額込み)

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務の内容）

第3条 別紙「仕様書」のとおりとし、関係法令に基づき業務を行うものとする。

（債権譲渡の禁止）

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、発注者が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の制限）

第5条 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要



性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らし、又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。

(仕様書の変更及び請負代金の変更方法等)

第7条 本契約の仕様書を変更したことに伴う請負代金の変更は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に発注者が協議開始の日を受注者に通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(賃金又は物価の変動等に基づく請負金額等の変更)

第8条 発注者又は受注者は、契約期間内に賃金又は物価の変動等により、請負金額が著しく不相当と認められるに至ったときは、発注者及び受注者が協議して、請負金額又は業務内容等を変更することができる。

(業務の監督)

第9条 発注者は、受注者による本業務の適正な履行の確保を目的として、受注者に対する必要な監督を行うため、監督職員を定めて、受注者が提出する書類の調査、業務の管理、立会い、指示、承諾、協議、その他必要な行為を行わせることができる。

(業務終了の検査)

第10条 受注者は、業務が終了（一部の終了を含む。）した場合には、書面により、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、業務終了報告書は別紙仕様書で別途発注者が定める報告書の提出をもって代えることができる。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、遅滞なく発注者の定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受けなければならない。

(請負金額の支払)

第11条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格した旨の通知を受けた後、遅滞なく発注者に対して適法な請負金額の支払請求書を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振込みの方法により支払うものとする。

（履行遅滞の賠償）

第12条 発注者は、約定期間内に請負金額の支払いをしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならないものとする。

- 2 受注者は、その責めに帰す事由により業務が遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならないものとする。
- 3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては、支払いが遅延した金額に対し、遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額とし、前項の場合においては、遅延した業務の代金に相当する金額に対して、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨て、その額が100円未満である場合には、その支払いを要しないものとする。

（損害の負担）

第13条 業務の履行に伴い生じた損害（部品等のかしを原因として生じた損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰す事由により生じた場合及び天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

（使用者責任）

第14条 受注者の警備員が本業務上受けた災害は、すべて受注者がその責めに任ずるものとする。

- 2 受注者は、警備業務に従事させる警備員に対する使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って警備員を管理し、発注者に責任及び迷惑を及ぼさないものとする。
- 3 受注者は、警備業務に従事する警備員の教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、警備員は統一した服装を着用し、常に清潔で礼儀を保ち、秩序ある業務履行に努めるものとする。
- 4 受注者は、受注者の警備員の故意又は過失その他受注者の責任に帰すべき事由により、発注者の管理する設備又は物品を損傷若しくは亡失した場合は、発注者に届け出るとともに、受注者の負担において、速やかに修理又は代品をもって賠償しなければならない。

(第三者に対する責任)

第15条 受注者は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰す事由による場合にあつては、この限りでない。

(発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、この業務を履行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者はこれに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(契約解除にかかる違約金等)

第18条 第16条又は前条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として請負金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

2 発注者又は受注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求を妨げない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第19条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息）

第20条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団排除に関する属性要件に基づく契約解除）

第21条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(暴力団排除に関する行為要件に基づく契約解除)

第22条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明確約)

第23条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(暴力団排除に関する再請負契約等に関する契約解除)

第24条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(暴力団排除に関する損害賠償)

第25条 発注者は、第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 受注者は、発注者が第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第18条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(暴力団排除に関する不当要求等に関する通報等)

第26条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約書の各条項において、発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他本件契約に関し発注者受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合における紛争の処理をする費用は、発注者及び受注者が協議をして特別の定めをしたものを除き各自これを負担するものとする。

(契約外の事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを1通保有する。

平成29年4月3日

発注者 札幌市中央区大通西11丁目

札幌高等裁判所

支出負担行為担当官

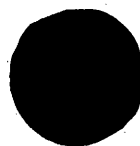
札幌高等裁判所事務局長 坂田 威一郎



受注者 札幌市白石区菊水2条2丁目2番18号藤井ビル菊水I1階

北海道セキュリティ事業協同組合

代表者代表理事 伊 林



(別紙)

仕 様 書

第1 警備等業者の要件

- 1 警備業法第4条に定める都道府県公安委員会の認定を受け、警備業法及び関係諸法令を厳守していること。
- 2 派遣する警備員等が事故等の理由により警備業務等に従事できなくなった場合は、すみやかに代替要員の確保が行える体制を有すること。
- 3 過去3年間に都道府県公安委員会により営業停止命令を受けたことのないこと。

第2 業務の目的

- 1 札幌高等・地方裁判所合同庁舎（以下「高地裁庁舎」という。）内に持ち込み禁止物（以下「禁止物」という。）を持ち込ませないよう、庁舎入口において金属探知機を使用した身体検査及びX線手荷物検査装置又は金属探知機を使用した手荷物検査を行う。
- 2 高地裁庁舎敷地及び庁舎内外の秩序維持等を目的とした守衛業務を行う。

第3 期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、裁判所の閉庁日（裁判所の休日に関する法律第1条による裁判所の休日。以下「閉庁日」という。）を除く。

第4 人員配置業務時間

警備員の配置及び業務時間は別紙1のとおり。ただし、高地裁庁舎の本館及び別館に配置する警備員に、必ず、女性警備員を各1名配置すること。

第5 業務内容

- 1 高地裁庁舎本館手荷物検査等（人員の配置図は別紙2のとおり。）

(1) 来庁者の振分け

発注者が予め定める検査不要者と要検査者を振り分け、それぞれの動線に誘導する。

なお、検査の可否については、契約締結後発注者が別途指示する。

(2) 受検者の誘導

[Redacted]

(3) 手荷物検査

ア

イ

ウ

エ

[Redacted]

(4) 身体検査

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

2 高地裁庁舎別館手荷物検査等（人員の配置図は別紙3のとおり。）

(1) 来庁者の振分け

1の(1)と同じ。

(2) 手荷物検査

ア [Redacted]

イ [Redacted]

(3) 身体検査

3 守衛業務

(1) 南門及び北門付近の秩序維持（なお、北門については、高地裁庁舎別館出入口付近及び北側駐車場内を含む。）

(2) 来庁者に対する庁舎施設等の案内

(3) 門扉の開放及び閉鎖（閉鎖時は異常の有無の確認）

(4) 火災発生等有事の際の警戒及び対応

(5) 構内及び庁舎内の巡視

4 警備の状況の変化等に応じて、発注者の指示により、第2の目的を達成するために必要な範囲で、1ないし3と異なる警備を行うことがある。

5 受注者側で対応できない問題が生じたときは、直ちに、高裁総務課に連絡し、その指示に従う。

6 検査等の要領の詳細

検査等の要領の詳細については、契約締結後に発注者が別途指示する。

第6 警備員

1 受注者は発注者に対し、業務遂行に必要な人員を、健康で警備業務に習熟した者

をもって充てる。

2 警備員名簿の作成

受注者は、次の(1)の事項を記載した警備員名簿を作成し、(2)記載の書面を添付してあらかじめ発注者に提出し、その承認を受ける。

なお、警備員の変更の際しても、上記事項を準用する。

(1) 名簿記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 住所
- エ 資格
- オ 業務に関係のある経験及び技能

(2) 添付書面

- ア 経歴書（押印、顔写真添付）
- イ 免状等各種資格を証する書面の写し

発注者は、受注者が提出した警備員名簿について、承認できない場合は、書面によりその理由を示し、受注者に再度の選考を求めることができる。

3 服装等

警備員と認められる制服等を着用し、発注者の発行する入構証を携帯する。

4 現場責任者

受注者は、警備員の中からその現場責任者（以下「責任者」という。）を定め、発注者に書面で通知する。

なお、責任者は、施設警備業務検定1級の資格を有する者、若しくは警備業務について実務経験6年以上の者とする。

5 責任者の代行

受注者は、責任者の代行者（以下「代行者」という。）を、代行順位を付して2名定め、発注者に書面で通知する。

6 指揮監督

責任者又はその代行者は、警備員の勤務体制及び報告等の業務の実施について、指揮監督する。

7 報告書等の作成及び提出

責任者又はその代行者は、発注者に対し、別途発注者の指定する様式に従った前日の報告書を毎日提出し、業務の状況を報告する。ただし、報告書提出日が閉庁日の場合は、翌開庁日に提出する。

8 風紀及び規律の維持等

受注者は、警備員の身元、風紀及び衛生並びに規律の維持に関して、一切の責任を負い、発注者が適当でないと認めた者は、本業務に従事させてはならない。

第7 施設等の提供

- 1 発注者は受注者に対し、警備員の控室を無償で貸与する。
- 2 受注者は警備員と発注者相互間で、常時通信ができるようにするため、携帯型無線機（充電器付き） 台を、準備し、発注者が指定する場所に設置する。

設置した無線機は、受注者の責任において設定等を行う。

また、発注者が当該無線機を利用するにあたって、電波法等の規制を受ける場合には、受注者において必要な手続を行う。

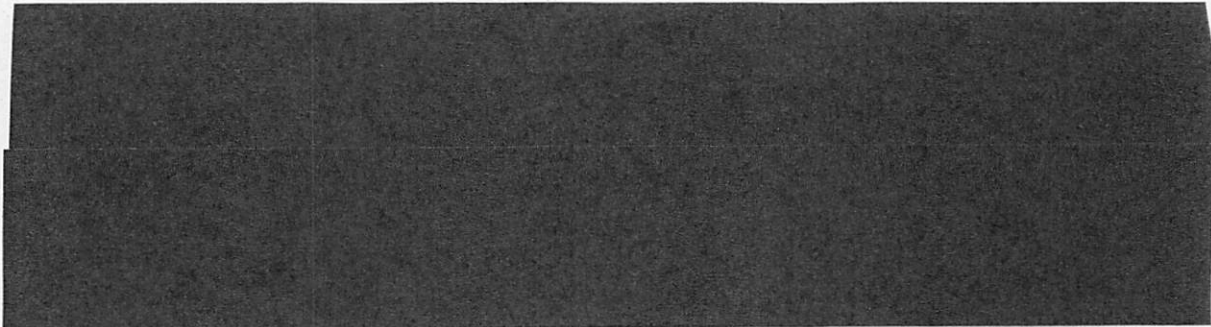
- 3 業務上必要な電気及び水道の使用は無償とする。
- 4 受注者は、発注者から貸与を受ける施設及びその他発注者の管理する施設について、善良な管理者としての注意をもって使用するものとする。

第8 一般事項

- 1 受注者は、故意又は過失により、建物設備、物品及び電磁的記録等に損傷又は汚損させた場合は、直ちに発注者に連絡し、受注者の責任において速やかに原状回復を図るものとする。
- 2 警備員の業務上の行為について、警備員が負傷し、又は死亡した場合には、直ちに、発注者に通知し、すべて受注者の責任において処理する。
- 3 本契約業務中、受注者の責に帰すべき事由により、第三者に与えた損害に対し、受注者は損害賠償の責任を負う。
- 4 業務に当たり、来庁者等の第三者から苦情があった場合、受注者の業務範囲のみに該当する事項については責任者が対応し、発注者の業務範囲にかかる事項である場合には直ちに責任者を通じて発注者に通報し、指示を仰ぐ。
- 5 受注者は、業務に関する機密保持に努め、発注者から受領した警備関係書類等で不用となったものについては、速やかに発注者に引き渡す。
- 6 火災等の緊急時には、発注者の指示に従う。
- 7 警備員に変更がある場合は、業務開始日までに、業務を習熟するための引き継ぎ及び研修等を行うこと。
- 8 その他、詳細は発注者の指示による。

(別紙1)

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで



【注意事項】

- 1 検査等用人員のうち2人は女性とし、高地裁庁舎本館及び別館に必ず女性警備員を各1名配置する。
- 2 具体的な配置場所等については、各時間帯に割り当てられた人員の範囲で各検査の混み具合、滞留の状況、来庁者の人数等に応じて、その都度発注者において指示する。
- 3 表中「警備員の種別」については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務積算基準」による分類」であり以下の(1)(2)のとおり。
 - (1) 「A」(警備員A)

施設警備業務検定1級の資格を有する者、若しくは警備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上の者
 - (2) 「B」(警備員B)

施設警備業務検定2級の資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者

